

公益社団法人
秋田県臨床工学技士会 会誌
通巻第36号 2025年3月



Akita Association
for Clinical Engineers

公益社団法人秋田県臨床工学技士会 会誌 36 号 目 次

- 巻頭言 公益社団法人秋田県臨床工学技士会代表理事 佐藤賢行 2

- 第 15 回秋田県ペースメーカー勉強会報告 (担当) 進藤勇人 3
- SERVO ベンチレータ PreventiveMaintenance 講習会報告 (担当) 石井尚之 4
- 第 20 回秋田県心電図セミナー報告 (担当) 田中雅徳 5
- 第 32 回秋田県臨床工学研究会報告 (担当) 畠山拓也 6
- 第 19 回秋田県透析セミナー報告 (担当) 平塚広樹 7
- 第 7 回秋田県補助循環セミナー報告 (担当) 永田 旭 8
- 令和 6 年度秋田県医療福祉従事者ニーズ発表会報告 (担当) 田中雅徳 9
- 第 7 回秋田山形 Y・ボード勉強会報告 (担当) 永田 旭 10
- 第 10 回 AAI Academy 報告 (担当) 渋谷良平 12
- 第 18 回秋田県呼吸療法スキルアップセミナー報告 (担当) 畠山拓也 13
- ニプロ工場見学会 (担当) 熊谷雄太 15

- 第 30 回北海道・東北臨床工学技士会連絡協議会議事録 (岩手県臨工報告書) 16

- 公益社団法人秋田県臨床工学技士会 第 8 期理事選出選挙に関する公示 18

- 公益社団法人秋田県臨床工学技士会賛助会員名簿 19

- 定款 20
- 定款施行細則 25
- 会員異動届け用紙 40
- 育児介護休暇に伴う助成金制度利用規約・申請書 41

巻 頭 言

公益社団法人秋田県臨床工学技士会

代表理事 佐藤賢行

(秋田県立循環器・脳脊髄センター 臨床工学部)

会員のみなさまをはじめ賛助会員および関係各位のみなさまにおかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素より秋田県臨床工学技士会の活動に多大なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

3月となり2025年度もうすぐ終わりとなります。技士会を預かる側としては、今年度の事業のまとめと並行して2025年度事業の準備も始まっています。殆どの事業が定期開催ではありますが担当責任者を中心にこの時代に即した内容となるように開催してきました。今年度の最も反省する点は「職業紹介事業の不足」です。臨床工学技士は認知度が低いことに少子化も相まって養成校学生の定員割れが顕著となりました。養成校の殆どが定員割れとなる中、秋田県出身の学生が少ない現状では、2年、3年後には秋田県内における臨床工学技士の需要供給バランスが破綻するのではと危惧しています。既に今現在も求人獲得が叶っていないとの報告もあり臨床工学技士の学生獲得は近々の課題です。

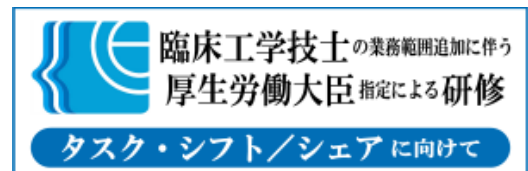


そんな状況下ではありますが、医療現場でのタスクシフト/シェアは待ったなしで進んでいます。みなさんの施設では如何でしょうか？仮に業務拡大と言われてもスタッフに限りがありますから簡単に受け入れも難しく、増員と引き換えにしたいところですが、養成校の卒業生の減少によって新人獲得も出来ないことが起こります。学生の確保には世間一般での臨床工学技士の魅力は大切に認知度は欠かせませんが、医療現場での貢献度からくる臨床工学技士の必要性（求人数）にも期待しています。この状況を確保し今以上に拡大するには、まずは「告示研修」の修了が必須です。業務が限られたスタッフではなく臨床工学技士であればみんな出来ると言いたいものですし、それが高いレベルでありたいと思います。秋田県の告示研修受講者は3月の報告では140名、全くの未受講者は50名を超えています。現在の告示研修実施期間は残すところ2年となりました。何とか本期間内での受講をお願いしたいところです。

先日、ニプロ社のご協力をいただきニプロ大館工場見学会を開催し参加しました。臨床工学技士であれば一度は手にしたことのあるダイアライザの製造工程や、ファイバー製造の実演もあり充実した内容となっており有意義な時間でした。ファイバーが束ねられハウジングに収納・固定される工程やリークテストの場面など、殆どが機械化による自動工程ですが一部には人の手が入り品質保証されていることが見て取れました。工場内の機械・スタッフには、ダイアライザを提供する側のメーカーとしての自信みたいなものが感じられ、単純に凄いなと思いました。私たちも使う側の臨床工学技士として自負を持って血液浄化に入りたいと思います。

雪解けが進み、私の通勤路でも田んぼや畑の一部に残るだけになりました。とは言え、北秋田市までの移動では多くの残雪が路肩も含め駐車場脇に山のように見受けられ、今年の大雪を改めて実感しました。秋田市内はそうでないにしても県北県南では久々の大雪であったことでしょうか。昔を知る世代は「こんな普通だったよね」と思うのでしょうか、若い世代ではどうなのかな？と考えてしまいます。仕事もそうですが、「昔はこうだった」と思うてしまうところが年を取った証拠なのでしょう、気を付けたと思います。話を戻して、今年の大雪も業務に支障は無かったでしょうか？患者さんの来院が遅れたとかはよくあることでしょうか、各施設による災害的な情報が無かったことは幸いです。もし、当会での受信漏れなどありましたら今後の対策として共有しておきたいので技士会事務局まで一報ください。情報共有にもどうかご協力よろしくお願いします。

末筆となりましたが、会員をはじめ賛助会員および関係各位のみなさまのご健康と更なるご活躍を心より祈念し、引き続き臨床工学技士会へのご協力を重ねてお願いします。



第 15 回秋田県ペースメーカー勉強会報告

日時 2024 年 5 月 25 日（土）

会場 秋田県立循環器・脳脊髄センター 講堂

5 月 25 日土曜日に第 15 回秋田県ペースメーカー勉強会を開催しました。

午前中は日本ライフラインの長峰岳英先生より電磁干渉についてご講演頂きました。

午前 第 1 部「電磁干渉発生のメカニズム」

座長：永田旭

演者：長峰岳英先生

午前 第 2 部「電磁干渉の実際と注意点および対策」

座長：大山幸男

演者：長峰岳英先生

第 1 部では電界・磁界・電磁波など工学的な内容に加えて、そういった状況が CIEDs に対してどのような影響を与えるか、第 2 部では家庭環境や医療現場など電磁干渉を考慮する状況や対策などの内容でご講演いただきました。電磁干渉に関してはおそらく苦手な方が多いかと思います。そういった意味では内容は少し難しかったと思いますが、第 1 部・第 2 部を合わせた内容で電磁干渉の理解ができてくるのではないかと思います。

午後からは特別講演としまして中島博先生にリード構造についてお話しいただきました。

特別講演「リード構造 ～知られざる世界～ 構造から見えて来るもの」

座長：進藤勇人

演者：中島博先生

ペーシングリード・除細動リードの構造についてお話し頂きました。リードは様々な構造をしており、電線部分の構造から外装に使われている素材も様々な材質や技術が用いられています。その構造がもたらすメリット・デメリットについての内容もあり非常に興味深く聞かせて頂きました。また、マイクロスコープを使用してリード構造を目視できたことは非常に良い経験になりました。

特別企画「豚心臓を用いた解剖理解」

座長：佐藤賢行

講師：中島博先生

秋田ペースメーカー勉強会の特別企画として豚心臓を使用して心臓構造を理解してもらう企画を行いました。各テーブルで心臓を解剖しながら楽しく心臓の構造を理解できたと思います。

最後に、秋田県ペースメーカー勉強会に参加された皆様の臨床業務に少しでも役立つ勉強会であっていただければ幸いです。この勉強会は秋田県臨床工学技士会で毎年行っている勉強会です。次のテーマなどのご希望などありましたら技士会事務局にご要望ください。参加された皆様・スタッフとして参加していただいた方々・共催の日本ライフライン様に感謝を申し上げます。

（文責 進藤勇人）

SERVO ベンチレータ PreventiveMaintenance 講習会報告

日時 2024 年 6 月 22 日（土）

会場 フクダ電子北東北販売（株）秋田営業所

2024 年 6 月 22 日、フクダ電子北東北販売（株）のご協力を得て SERVO ベンチレータプリベンティブメンテナンス講習会を開催いたしました。当日は 7 つの医療施設から 12 名の参加者に受講していただきました。

午前中は人工呼吸器の構成・概要・機能・操作・構造・換気モードについて座学での講習を行い、午後からモニタリングやアラームについて講習を行い、プリベンティブメンテナンスを学びながら実際に人工呼吸器を用いて 5000 時間の部品交換実習を行いました。

人工呼吸器は臨床工学技士の業務として保守管理だけでなく、トラブル対応も求められます。今回の講習会を受けることでトラブルの初期対応がより適切にできるようになることが臨床工学技士のスキルアップにつながる非常に有意義な講習会でした。

当技士会の医療機器関連講習会では、昨年は保育器のメンテナンス講習会を行い、今年は SERVO ベンチレータの講習会を開催しました。今後も当会員の皆さんが日頃の臨床に活かせるような講習会、勉強会等を企画したいと思いますので、これからもよろしくお願いします。

最後に当日参加してくれた皆さん、講習会を運営してくれたフクダ電子の皆さん、ご協力いただきありがとうございました。

（文責 石井尚之）



第 20 回秋田県心電図セミナー終了報告

日時 2024 年 7 月 28 日（日）

会場 秋田県立循環器・脳脊髄センター講堂（Hybrid）

記念すべき 20 回目となる「秋田県心電図セミナー」を「心停止をきたしうる疾患を心電図から理解する」と題して秋田県立循環器・脳脊髄センターで現地開催致しました。

今年度は、コロナ感染の状況が落ち着いていることに加え、参加者皆様と顔を合わせて開催したい当会の希望もあり、現地のみでの開催方式といたしました。参加者 44 名（運営スタッフ含）と昨年より 40 名少ない状況でしたが、阿部先生の熱のこもったご講演と参加者皆様の熱い向上心も相まって、充実したセミナーを開催できました。

講師に市立秋田総合病院循環器科の阿部芳久先生をお迎えし、例年通り午前、午後の部の 2 幕を通し、5 時間にわたるご講演を賜りました。「心停止に対する診断アルゴリズム」を一つ一つ懇切丁寧に解説を賜り、これから循環器病棟で勤務される看護師、臨床検査技師、臨床工学技士の方々にとっても大変分かりやすい講義内容でした。

一昨年の「心電図から理解する虚血性心疾患」、昨年の「心電図モニターを上手に見る」を受講し、今年度のセミナーを受講すれば、循環器病棟では何も怖くないといえる程、幅の広い知識を持つことができる流れとなっていました。

とても印象に残ったのは、心内膜・心外膜を意識して心電図を見ることの面白さと重要さを、マイクスタンドを利用してユーモアある解説をしていただいたのは、現地開催ならではの良さであり来年度も是非現地開催できることを願っております。

この場をおかりし、当セミナーにご尽力いただきました秋田県臨床工学技士会スタッフの方々並びにテキスト作成に翻弄していただきました佐藤理事長、渋谷理事へ感謝いたしますと共に現地開催への理解を頂きました会員の皆様に深く感謝を申し上げます。

令和 6 年度心電図セミナー担当 田中 雅徳

第 32 回秋田県臨床工学研究会 終了報告

日時 2024 年 9 月 29 日（日） 9 時 00 分～12 時 20 分

会場 秋田県立循環器・脳脊髄センター 2 階講堂

テーマ 「秋田の未来を想像（創造）する」

2024 年 9 月 29 日（日）、秋田県立循環器・脳脊髄センターにて第 32 回秋田県臨床工学研究会を開催いたしました。今回のテーマは「秋田の未来を想像（創造）する」と題して、秋田県臨床工学技士会の会員による特別講演、パネルディスカッションとしました。

一般演題では各施設より 5 演題発表いただき、どの演題も素晴らしい発表であり、その中より秋田県立循環器・脳脊髄センター臨床工学科 鈴木優介さんが優秀賞を受賞されました。特別講演では公益社団法人日本臨床工学技士会



常任理事に就任されました秋田赤十字病院医療技術部 大山幸男先生より「技士会活動を通して学んだことと今後の活動」と題してご講演いただきました。熱意あふれるご講演に多くの会員が希望を抱いたことと思います。大山先生がこれからご活躍されていく上で私たち会員の協力は必須となっていくので秋田県がさらに一丸となり協力していくことが大事だと感じました。

パネルディスカッションでは、秋田厚生医療センター臨床工学科 石山博之技師長、秋田赤十字病院血液浄化療法課 大沢元和課長、秋田大学医学部附属病院臨床工学センター 小林浩悦技士長、秋田県立循環器・脳脊髄センター佐藤賢行技師長より「各施設におけるスタッフキャリア形成の取り組み」と題してご講演いただきました。皆様、いかがだったでしょうか？参加された会員が自施設と他施設のキャリア形成について考える機会となり、今一度、秋田（自分）の未来を想像する機会となったと思います。今回の参加者は 31 名（運営スタッフ含む）とまだまだ少ない現状にあります。今後の秋田を創造していくのは県内会員の多くを占めている 40 代以下の私たちです。さらに魅力ある研究会となるよう引き続き秋田県臨床工学技士会としても模索していきたいと思います。

今回、ご参加いただきました皆様、ご協力いただきました関係者の皆様に深く感謝申し上げます。



文責）畠山拓也

第 19 回秋田県透析セミナー終了報告

日時 2024 年 10 月 20 日（日） 9 時 55 分～12 時 30 分

会場 秋田県立循環器・脳脊髄センター講堂

2024 年 10 月 20 日（日）秋田県立循環器・脳脊髄センター講堂にて第 19 回秋田県透析セミナーを開催させていただき、講師座長も含め 49 名の方にご参加いただきました。透析セミナー例年は 9 月～10 月に午後まで行われておりますが、今回は午前中のみの開催となりました。今年は 9 月に東北腎不全研究会が秋田市の AU で開催され、秋田腎不全看護セミナーが 10 月、秋田腎不全研究会が 12 月開催となりました。透析関係のイベントが連続しており参加者いただける皆様の負担軽減と出来るだけ多くの方に参加いただきたく、腎不全看護セミナーの担当者の方と協議し午前中に透析セミナー、午後から腎不全看護セミナーを同日・同会場で開催することとしました。

当日は県内外の講師の先生方より透析膜や透析効率、BV 計、食事管理、腎臓リハビリテーションなどについてたくさん貴重なお話を聞くことができました。特にランチョンセミナーの福島県立医科大学の風間順一郎先生のご講演では「塩分摂取量が体重増加の直接的な原因にならない可能性がある」、「高齢者の味覚検知は若年者の 1/4 であり、しっかり味付けしないとおいしく感じないのではないか」、「リンが高くても血管石灰化にならないがリンを下げる治療介入は予後を良くさせる」など日常的に患者へ塩分摂取やリンの摂取を制限するように伝えていましたが、そのような患者指導ばかりで良いのかと考えさせられました。

参加者の皆様からご記入いただいたアンケートでも「教科書で学べないことまで知ることができた」、「各部門の講演でとてもためになった」、「他職種の貴重な講義も聞くことができて勉強になった」、「普段行っている業務に対してさらに考えが深まりました」などご好評な声が多く、参加者の皆様にも有意義な時間を過ごしていただく事が出来ました。

来年も皆様に満足いただけるよう企画していきますので、ご参加いただければと思います。そしてご講演いただいた講師の先生方、ご協力いただきましたスタッフの皆様、共催いただきました協和キリン株式会社様には感謝申し上げます。



文責) 平塚 広樹

第7回秋田県補助循環セミナー報告

日 時 2024年11月16日（土）10時～16時

会 場 市立秋田総合病院5階講堂

テーマ MCSの本質を理解する

今回は気分新たに会場を移し、演者の皆さんにはこちらからテーマを指定、様々な内容を盛り込みながら各項目を基礎から深く掘り下げるスタイルに変更しました。

今回も数多くの症例を経験されており、当県ご出身の東北医科薬科大学病院臨床工学部 清水裕也先生をお呼びし、MCS管理の実際についてご講演いただきました。県内各施設から過去最多の総勢75名の多職種の方々にご参加頂き、多くの質問が飛び交うなど大盛況のうちに終了しました。



プログラム内容としては、ECMOセッションでは構成部品（人工肺/遠心ポンプ/カニューレ）、回路内圧モニタリング、デバイス連関（急性血液浄化・人工呼吸器）、IABPセッションでは内部構造、適切な動作、トラブルシューティング、その他ではNIRS、循環器救急、心エコー、循環動態などについて大変わかりやすくまとめていただきました。

清水先生からは「私の経験したECMOの実際」と題し、遊離ヘモグロビン測定、血液粘弾性検査などCE側での日常管理や各種論文まで噛み砕いて解説頂きました。

デバイスや知識は日々進化しています。数々のセミナー・学会で聞いてきた内容を還元していきます。参加者の皆さんにとって臨床の場で必ず役立つ内容を発信していきますので、今後とも多くのご参加をお願いします。

そしてご講演いただいた講師の先生方、ご協力いただきましたスタッフの皆様、共催いただいたメーカー7社の方々には心より感謝申し上げます。

文責) 永田 旭

令和6年 秋田県医療福祉従事者ニーズ発表会

日時 2024年11月29日（金）13時

会場 秋田県庁第二庁舎

令和6年度の秋田県医療福祉従事者ニーズ発表会が秋田県庁第二庁舎で、WEBの形で開催致しました。当会から畠山理事、田中の2名が現地参加させていただきました。

第一幕の講演は、メディアスホールディングス株式会社ビジネスリレーション本部マーチャンダイジング部部長西河雅之先生より「医療機器卸が手掛けるプライベートブランドを通して新規参入企業様に対して思うこと」と題して聴講させていただきました。西河先生は、泉工医科工業株式会社に勤められていたご経験があり、実際に開発・販売を行なっていたことから、商品開発・販売を行うことにおける大変さ、難しさを学ぶことができました。

第二幕では、秋田県臨床工学技士会の業務紹介を田中が行った後、昨年度ニーズである「伏臥位療法に使用できる万能クッション」の成果報告が畠山理事より発表がありました。既にプロトタイプの試行が秋田大学の集中治療室で行われ、ドクター、看護師、臨床工学技士の意見を取り入れて、改良された製品の商品化が間近であります。他職種間で成果を出したところに物凄く魅力を感じており、今後の秋田県医工連携事業のスタディーケースとして育てて欲しいニーズであると感じております。

メインである今年度のニーズは

- ・「Inbody 適正体重表示外部モニター」（市立秋田 田中）
- ・「車椅子に座ったままベッド等への移動」（藤原記念病院 菅原様）
- ・「CIEDs（植込み型心臓電気デバイス）植込み術時の医療材料」（市立秋田 岡崎様）

の3件が提案され報告させて頂きました。

このうち、「Inbody 適正体重表示外部モニター」については、秋田県医療機器等マッチングプラットフォームから県外企業様よりアポイントがあり、面談実施、実際に開発が可能かどうかを企業様及び秋田県様とミーティングを通して検討中です。

秋田県医療機器等ビジネスマッチングプラットフォームにて過去のニーズ発表会を下記QRコードで動画を見ることができますので、ぜひご覧ください。（参加登録無料）

令和6年度秋田県医療福祉従事者ニーズ発表会担当 田中 雅徳



<https://cpk.jp/conference/27/top>

第7回秋田山形Y・ボードセッション報告

日 時 2024年11月30日（土）～12月1日（日）

会 場 鳥海温泉 遊楽里

テーマ 未来へ繋ぐ～安心安全な医療を支えていくために共に学ぼう～

今回は山形県が幹事となっておりました。6年ぶりの開催と期間が開きYボード委員が入れ替わり、準備段階の予算策定、プログラム作成、座長・演者の依頼など不慣れなために滞り、私もできる限り協力したものの当初予定しておりました8月に開催できる状況に無く、延期を与儀なくされました。参加予定とさせていただいていた方々には、大変ご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。

集客につきましては総勢40名の参加をいただきました。宿泊22名、日帰り参加18名、そのうち秋田からは参加者20名（宿泊14名、日帰り参加6名）と例年に比べ（前回参加総数63名、うち宿泊45名）非常に少なく、全体的に物静かな印象を受けました。コロナ明けという影響もあるかとは思いますが、今後の開催形式（秋田県単独開催）やプログラム内容など大幅に見直す必要性を感じました。

日本光電、日本ライフライン、メディキットの3社に共催を依頼し、人工呼吸器、ペースメーカー、透析について若手CEが理解しておくべき内容を盛り込みました。特にシャントエコーのハンズオンセミナーでは、実際の業務にすぐに活かせる内容となっていたため、非常に良かったという声が多く聞かれました。

そしてご発表いただいた演者の方々、ご協力いただきましたスタッフの皆様、共催いただいたメーカー3社の方々に心より感謝申し上げます。

文責) 永田 旭





第 10 回 AAI Academy 終了報告

日時 2025 年 2 月 8 日(土)

会場 マリオス (盛岡市)

2025 年 2 月 8 日(土)に「第 10 回 AAI Academy」が Web にて開催されました。幹事県の岩手県盛岡市「マリオス」にて、各県幹事、座長、演者が集合して運営を行いました。午前、午後の 2 部制とし、午前 1 つ、午後 3 つのセッションを組んだプログラムにて総勢 59 名の参加となりました。

午前は S-ICD にスポット当て、開発の歴史からスクリーニング、植え込み、フォローアップまで幅広い内容となりました。昨今の S-ICD の普及に伴い、デバイスに携わる CE にとって知るべき内容かと思いました。

午後は「設定変更を考察する」というテーマにて CE セッションからのプログラムとなりました。各県より”レートレスポンス”、”遠隔モニタリング”、”不応期”というパラメータから考える設定変更について、演者の先生からの発表と、後半の時間ではセッションのテーマでもある”設定変更”についてのディスカッションを行いました。施設ごとに設定変更への介入度合いや遭遇した症例に差がみられましたが、それぞれがどのように設定変更に向き合って対応しているかという部分がディスカッションでき、有意義なセッションになりました。

次に、特別講演として「今さらながらペースメーカー」という題で盛岡赤十字病院循環器内科部長小澤真人先生にご講演をいただきました。ペースメーカーの基本的な内容から実際に症例を交え、さらには今、これから考えるペースメーカーという発展的なご講演で、改めてデバイスの真髄とこれから期待できる進化までを考える機会を与える内容でした。

次に「CIEDs における心不全管理」テーマでメーカーセッションにて心不全管理に使える有用な機能についてご講演していただきました。

デバイスに対する向き合い方や考え方について、3 県合同で行っている AAI Academy にて県の垣根を超えた情報共有の機会として非常に有用な研究会かと思います。最近では Web 開催という手段もあるためとても参加しやすい環境になったかと思います。今後も秋田県の CE の皆さんがデバイスに対して研鑽できる機会になればと思っておりますので、たくさんのご参加を願っております。

最後に、今回ご講演いただいた講師の先生方、ご協力いただきました幹事スタッフの皆様、共催いただいたメーカーの方々に心より感謝申し上げます。

(文責 渋谷良平)



第 18 回秋田県呼吸療法スキルアップセミナー終了報告

日時 2025 年 3 月 9 日（日）

会場 秋田大学医学部附属病院多目的室

2025 年 3 月 9 日（日）に第 18 階秋田県呼吸療法スキルアップセミナーを秋田大学医学部附属病院多目的室にて現地開催で開催いたしました。

今年度も多くの職種の方々にご参加いただき参加人数は 51 名（秋田県臨床工学技士会員 23 名、非会員 36 名）の参加となりました。

午前の部は医師と看護師によるご講演が行われ、「重症度と病態で考える！ARDS、COVID-19 の呼吸管理」と題し、秋田大学大学院医学系研究科救急・集中治療医学講座 平澤暢史先生、「腹臥位療法における看護の実際」と題して秋田大学医学部附属病院 集中治療部 2 看護師 大鐘真李奈先生よりご講演いただきました。平澤先生は軽症患者の酸素療法の基本から中等症、重症患者（ARDS、COVID-19）における呼吸アセスメントについてご講演いただき明日から臨床に生かせる内容だったのではないかと思います。大鐘先生からは秋田大学における腹臥位療法のコツについてお話しいただき実施している他施設の方々からは多くのご質問をいただきました。今後の腹臥位療法管理について有意義な内容だったのではないのでしょうか。

午後の部は昼食を挟み、フィッシャー＆パイク株式会社 大場航様による「HFNC(High-flow nasal cannula)アップデート」についてご講演いただきました。HFNC の歴史から臨床応用、新しく販売された Optiflow™ +Duet についてもご紹介いただき今後 HFNC の活用が大きく期待できるお話をいただきました。続いて、理学療法士と臨床工学技士による講演が行われ、「人工呼吸器患者に対する早期離床・リハ介入」と題し、市立秋田総合病院理学療法室 川越厚良先生、「人工呼吸器設定を紐解く」と題して秋田大学医学部附属病院臨床工学センター 畠山拓也よりご講演いただきました。川越先生からは近年の早期リハビリテーションについて文献を用いて解説いただき実際とその効果についてご講演いただきました。川越先生には毎年リハビリと工学の協働についてご講演いただき呼吸療法における多職種連携について再認識させられます。また、畠山より人工呼吸器設定の基本（おさらい）について解説いただきました。



本セミナーは会費を他県セミナーと同等以下の安価な金額に変更し、現地開催で実施しています。3 学会合同呼吸療法認定士の更新ポイントも取得可能であるため県内広くご参加いただいております。今後は秋田大学のみならず他施設でご活躍されている多職種の方々のご講演も模索して参ります。秋田県内は急性期や慢性期管理など患者背景が異なる施設が多いため幅広い方々にご満足いただける内容は難しい現状にありますが、来年以降も是非楽しみにしていただけると幸いです。

セミナーの運営においても参加いただきました理事・監事のご協力もあり無事盛会のうちに終えることができました。この場をお借りして御礼申し上げます。

来年度以降も秋田県の呼吸療法スキルアップ向上に寄与できるよう新たな可能性を模索して参りたいと思います。

文責) 畠山拓也

ニプロ大館工場見学会報告

日時 2025年3月20日（木）10時～12時30分

会場 ニプロ大館工場

この度、新しい企画としてニプロ大館工場見学を企画し、ニプロ株式会社より後援していただき実現しました。参加者は臨床工学技士9名、看護師9名、子供14名、計32名が参加されました。

工場スタッフよりニプロ工場の概要についてお話していただき、工場見学する際の注意点、見学する際の格好に着替え工場見学を開始しました。

今回は第1工場から第7工場あるうち2023年に新しくできた第7工場をメインに見学させていただきました。

第7工場では主にPES膜の製品を作っており、PES膜が作られていく工程を大人子供みんなで夢中になって見学させていただきました。

来年度もこのような会を開催していきたいと思っておりますので奮って参加していただけると幸いです。ご協力いただきましたスタッフの皆様、後援していただいたニプロ株式会社の方々には心より感謝申し上げます。

文責) 熊谷 雄太



第30回北海道・東北臨床工学技士会連絡協議会 議事録

開催日時	令和6年10月11日（金） 5時00分～17時00分	1	開催場所	アイーナ 岩手県民情報交流センター 会議室803
------	-------------------------------	---	------	-----------------------------

出席者 38 名（順不同、敬称略）

所属技士会	出席者名
北海道	（会長）布施 崇宏 （副会長）日沖 一木 （副会長）木村 吉治 （副会長）植村 進
岩手県	（会長）高山 秀和 （副会長）菊池 雄一 （副会長）小田 貴仁 （事務局長）小野 晃 （理事）及川 秋沙 （理事）菊池 美代子 （理事）羽澤 麻美
宮城県	（副会長）引地 誠 （理事）小山 勝彦 （理事）大庄司 千尋 （理事）栗田 宗幸
福島県	（会長）出羽 仁 （副会長）千葉 賢次 （副会長）境原菊五郎 （事務局長）遠藤 祥子 （理事）関根 良美
山形県	（会長）渡邊 正信 （副会長）石塚 后彦 （事務局長）五十嵐一生 （理事）笹生亜紀子 （理事）三春 摩弥 （理事）鈴木 有佳
青森県	（会長）本間健一郎 （副会長）岩織 貴幸 （副会長）福士 王菊 （事務局長）小湊 純史
秋田県	（理事長）佐藤 賢行 （副理事長）進藤 勇人 （事務局長）大山 幸男

議題	1. 報告事項 1) 各道県活動報告 2) 北海道・東北臨床工学会報告 3) Y・ボード協議会 4) 災害対策委員会 5) 代議員選挙報告 6) 日本臨床工学技士連盟のワンコインプラン加入までの経過報告 2. 審議事項 1) 連絡協議会 会則等について（岩手:高山） ※昨年より継続審議事項 2) 日本臨床工学技士会選挙管理委員北海道東北ブロックの選出について（岩手:高山） 3) 北海道・東北臨床工学会のメーリングリストについて（宮城:引地） 4) 北海道・東北臨床工学技士会連絡協議会への参加対象者について（日臨工:石塚） 3. その他 1) 第11回北海道・東北臨床工学会開催について（宮城:引地） 2) 日本臨床工学技士連盟よりワンコインプランについて（連盟:引地）
----	--

配布資料	1. 第30回北海道・東北臨床工学技士会連絡協議会議案書 1部 2. 北海道/東北臨床工学技士会連絡協議会会則（案） 1部 3. 北海道・東北ブロック 委員一覧 1部 4. 日本臨床工学技士連盟 ワンコインプラン資料 1枚
------	---

議事内容	説明者等
1. 報告事項 1) 各道県の入会、退会状況について（賛助会員含） 2) 各道県の活動状況について（総会、理事会、セミナー等） 3) 医療機器の研修について標準的な導入講習会の手順等指針について（宮城） 4) サマースクールの開催に関し今後の開催についての検討	各道県 各道県 小山 渡辺

議 事 内 容		説明者 等
5) 各道県の委任状の方法や回収（ハガキ、電子、FAX）、メーリングリストについて 6) オンライン講習会の参加者確認について		各道県 大山
2. 審議事項 1) 連絡協議会 会則等について ⇒昨年より継続審議事項。別途資料の会則の改訂（案）をもとに協議 ○第2章の各技士会を番号順とする ○第3章第7条の監事の定義を追加する。監事2名について、担当年度の監事県より1名・翌年度の監事県より1名とし、これを会則に記載する ○第4章 開催→協議会とする ○改訂（案）に対し上記を追加で修正後、メール審議とする		高山
2) 日本臨床工学技士会選挙管理委員北海道東北ブロックの選出について ⇒現任者は続投の意思はあると伺っているが、今後どうあるべきか ○次期委員は現任者の続投を暫定とするが、各道県で推薦者がいればメーリングリストでお願いしたい。また、次期以降については、輪番制・立候補など検討 ○北海道・東北ブロックの各委員についても、活性化の観点から任期などについて検討 ○継続審議とする		高山
3) 北海道・東北臨床工学会のメーリングリストについて ⇒連絡協議会等のメーリングリストについて登録者の整理・統一を図りたい ○連絡協議会メーリングリストについては、リスト化し監事県が取りまとめ北海道へ申請する ○各委員会委員も登録とし、ブロック理事が取りまとめ監事県へ申請する ○日臨工役員（代議員および常任理事）も登録とする ○Y・ボード委員会についても同様にメーリングリストを作成する		引地
4) 北海道・東北臨床工学技士会連絡協議会への参加対象者について 3) のメーリングリストに準じる。各委員の参加等は、会則にある会員と差異が生じるが、オブザーバーとしての参加とする。		石塚
3. その他 3-1) 第11回北海道・東北臨床工学会 ○配布資料にて説明 ○学会開催動画による周知、案内 ○大会長か学会長か？ → 今後、学会長で統一		引地
3-2) 日本臨床工学技士連盟よりワンコインプランについて ○団体加入プランに関して、各都道府県の加入率に関わらず一律500円となった		引地
決定事項	実施期限等	担当者
代議員選出検討時期	2025年夏頃	尾越（宮城）
連絡協議会Web会議	2024年 7月	高山（岩手）
会則の変更案提示	2024年 7月	
委員会規程	委員会に一任	各委員会
各道県技士会活動報告書の書式変更	2024年 7月	高山（岩手）
次回開催日	2025年11月	
議 長	小野 晃	
議事録作成者	佐藤 聡哉 千葉 健太	

令和7年3月12日

公益社団法人秋田県臨床工学技士会
正会員 各位

公益社団法人秋田県臨床工学技士会
選挙管理委員長 佐々木 昌



公益社団法人秋田県臨床工学技士会
第8期理事・監事選出選挙（立候補者）に関する公示

「定款」及び「選挙管理及び役員選出規程」に則り、去る令和6年12月20日告示しました理事選出選挙について令和7年1月17日必着にて立候補を締め切り、資格審査を経て下記の通り候補者が決定しました。また、立候補者数が定款第19条で定める理事12名以内であるため、いずれも投票によらず下記の候補者を当選者と定めます。昨年の公益法人制度改革による変更点の照会により、公示が遅れましたこととお詫び申し上げます。

なお、規程第5章に定める異議申し立てについては令和7年3月25日を締め切りとして文章のみにて受付します。

本選挙結果を規程第7条にもとづき、令和7年度公益社団法人秋田県臨床工学技士会総会へ報告します。

記

理事当選者

152	石井 尚之	秋田厚生医療センター 臨床工学科
166	大久保 範子	秋田赤十字病院 医療技術部
125	大沢 元和	秋田赤十字病院 医療技術部
105	大山 幸男	秋田赤十字病院 医療技術部
220	小山内 康貴	秋田大学医学部附属病院 臨床工学センター
066	小林 浩悦	秋田大学医学部附属病院 臨床工学センター
057	佐藤 賢行	秋田県立循環器・脳脊髄センター 臨床工学部
117	進藤 勇人	平鹿総合病院 臨床工学科
163	田中 雅徳	市立秋田総合病院 中央診療部臨床工学センター
187	永田 旭	中通総合病院 臨床工学室
167	畠山 拓也	秋田大学医学部附属病院 臨床工学センター
112	平塚 広樹	中通総合病院 血液浄化療法部

(あいうえお順)
以上

公益社団法人秋田県臨床工学技士会賛助会員名簿

S01	テスコ（株）	010-0914	秋田市仁井田本町 5-1-20
S02	（株）ジェイ・エム・エス 仙台営業所	980-0811	仙台市青葉区一番町 4-6-1 仙台第一生命タワービルディング 13F
S03	泉工医科工業（株） 東北支店青森営業所	030-0919	青森市はまなす 2-16-15
S04	日機装（株） 盛岡出張所	028-3621	岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第 11 地割字北川 506-8
S05	ニプロ（株） 秋田営業所	010-0951	秋田市山王 2 丁目 1-40 田口ビル 5 階
S07	東レ・メディカル（株） 東北支店	981-3121	仙台市泉区上谷刈 1 丁目 5-3
S09	扶桑薬品工業（株） 仙台支店	980-0013	仙台市青葉区花京院 2 丁目 1-65 花京院プラザ 12 階
S13	日本ライフライン（株）東北支店秋田営業所	010-0921	秋田市大町 3 丁目 4-1NLP 秋田ビル 4F
S15	（株）SMC 秋田営業所	010-0042	秋田市桜 2 丁目 27-30
S17	クロスウィルメディカル(株) 秋田支店	010-0901	秋田市寺内字三千刈 343- 1
S23	旭化成メディカル（株）	980-0811	仙台市青葉区一番町 3 - 1 - 1 仙台ファーストタワー22F
S24	テルモ（株）東北支店	984-0051	仙台市若林区新寺 1 丁目 3 番 45 号 AI.Premium3 階
S26	キッセイ薬品工業（株） 東北支店秋田営業所	010-0001	秋田市中通 2-4-19 商工中金・第一生命秋田ビル 3F
S31	（株）中央科学	010-0061	秋田市卸町 3 丁目 1-22
S33	協和キリン（株）	010-0001	秋田市中通 1 丁目 4-32 秋田センタービル 6 階
S34	バクスター（株）	105-6320	東京都港区虎ノ門 1-23-1 虎ノ門ヒルズ森タワー20F
S36	フクダ電子北東北販売（株）	010-0955	秋田市山王中島町 8-10
S38	メディキット（株） 仙台営業所	980-0811	仙台市青葉区一番町 1-1-31 山口ビル 9 階
S39	（株）秋田医科器械店	010-1423	秋田市仁井田字中谷地 130-2
S42	日本光電工業（株） 東北支店秋田営業所	010-0041	秋田市広面字糠塚 66-1
S44	（株）JIMRO	151-0063	東京都渋谷区富ヶ谷 2-41-12
S45	フクダライフテック北東北（株）	010-0943	秋田市川尻御休町 9-23
S47	帝人ヘルスケア（株）東北支店秋田営業所	010-0921	秋田市大町 3 丁目 4-1 マニライフプレイス秋田 7F
S48	（株）陽進堂 東北支店	984-0051	仙台市若林区新寺 1-2-26 小田急仙台東口ビル
S49	（株）フィリップス・ジャパン 秋田支店	010-1414	秋田市御所野元町 3 丁目 2-4
S50	ゲティンゲグループ・ジャパン（株）仙台オフィス	980-0811	仙台市青葉区一番町 2-10-17 仙台一番町ビル 10F
S51	日本メドトロニック(株) 仙台支店	980-0802	仙台市青葉区二日町 10-20 イマス二日町ビル 1F
S52	（株）メッツ	120-0036	東京都足立区千住仲町 1-7
S53	（株）エム・イー	010-0912	秋田市保戸野通町 4-24
S54	（株）サノ	010-0061	秋田市卸町 3-4-2
S55	アボットメディカルジャパン合同会社 秋田営業所	010-0921	秋田市中通 2-2-32 山ニビル 6F リージャス秋田駅前ビジネスセンター
S56	アツヴィ合同会社	010-0001	秋田市中通 2-4-15 秋田朝日生命丸島ビル 9F
S57	共立医科器械（株） 秋田営業所	010-0041	秋田市広面字川崎 107 番地 3

公益社団法人 秋田県臨床工学技士会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人秋田県臨床工学技士会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を秋田県秋田市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、臨床工学技士の学術技能の研鑽及び資質の向上と職業倫理の高揚、技士相互の連帯交流を図るとともに、生命維持管理装置をはじめとする医療機器に支えられた福祉医療の信頼性の向上に努め、県民の福祉医療の普及発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 臨床工学技士の学術技能の研鑽及び資質の向上に関する事。
- (2) 臨床工学領域における安全対策事業に関する事。
- (3) 臨床工学技士の社会的地位の向上と相互福祉に関する事。
- (4) 臨床工学に関する刊行物の発行及び調査研究に関する事。
- (5) 臨床工学技士の職業倫理の高揚に関する事。
- (6) 関連団体との連帯交流に関する事。
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業の実施に関する事。

第3章 会 員

(本会の構成員)

第5条 本会は、本会の事業に賛同する個人または団体であつて、次条の規定により本会の会員となつた者をもって構成し、次の3種とする。

- (1) 正会員 臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）第3条による臨床工学技士の免許を有し、本会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、事業の推進を賛助するために入会した個人または団体
- (3) 特別会員 本会に功労があつた者又は学識経験者で理事会の推薦を受け総会において承認を得た者

2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の正会員または賛助会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により理事長に申し込まなければならない。

- 2 入会は、理事会においてその可否を決定し、理事長が本人に通知するものとする。
- 3 特別会員に推薦された者は入会の手続きを要せず本人の承認をもらつて特別会員となるものとする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、会員総会において別に定める入会金及び会費を納入する義務を負う。

- 2 賛助会員は、会員総会において別に定める賛助会費を納入する義務を負う。

(任意退会)

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意に退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、正会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 正会員全員が同意したとき。
- (2) 当該会員が死亡したとき。
- (3) 当該会員が第5条1項に規定する免許を失ったとき。
- (4) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

第4章 会員総会

(構 成)

第11条 会員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の会員総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第12条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第13条 会員総会は、定時会員総会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第14条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第15条 会員総会の議長は、当該会員総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 会員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第17条 会員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した代表理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員)

第19条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上12名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。
- 4 理事長以外の理事のうち2名を副理事長とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、会員総会の決議によって正会員の中から選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、3か月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条の定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(顧問)

第26条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の重要な事項について、理事長の諮問に応じて意見を述べるものとする。
- 4 顧問の任期は、委嘱した理事長の在任期間とする。

第6章 理事会

(構成)

第27条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第32条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時会員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

- 第 35 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第 36 条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

- 第 37 条 本会は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

- 第 38 条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、会員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

- 第 39 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

- 第 40 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 10 章 事務局

(事務局)

- 第 41 条 本会に事務局を置く。事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会で定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の理事長は熊谷 誠とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 32 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款は平成26年度公益社団法人秋田県臨床工学技士会総会承認後より施行する。

公益社団法人 秋田県臨床工学技士会定款施行細則

会 員 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人秋田県臨床工学技士会（以下「本会」という。）定款第3章の規定に基づき、本会の会員管理において必要な事項を定め適切に運用することを目的とする。

(入会手続き)

第2条 本会の会員になろうとする者は、定款第5条（構成員）の種別により以下の手続きを行う。

2 正会員

- (1) 厚生労働省から交付される「臨床工学技士免許証」に記載の「臨床工学技士名簿登録番号」を「公益社団法人日本臨床工学技士会入会申込書」に明記し、本会に提出する。
- (2) 本会事務局は、入会者名簿を取りまとめ理事会へ提出し承認を得るとともに、別途定められた所定の手続きを行う。
- (3) 入会日は、理事会の承認が得られた時点とする。

3 賛助会員

- (1) 「公益社団法人秋田県臨床工学技士会賛助会員入会申込書」に必要事項を記入し本会に提出する。
- (2) 本会事務局は、入会者名簿を取りまとめ理事会へ提出し承認を得るとともに、別途定められた所定の手続きを行う。
- (3) 入会日は、理事会の承認が得られた時点とする。

4 特別会員

- (1) 理事会の推薦を受け総会において承認を得た者は、理事長よりその旨を通知する。

(異動及び退会)

第3条 所属先、住所、姓等が変更となった場合、又退会を希望する場合は速やかに別途定める「異動・退会届」を本会へ提出するものとする。事務局は別途定められた所定の手続きを行う。

(休 会)

第4条 長期傷病療養にて休会を希望する場合、別途定める「休会届」を提出することにより休会を認める。

(会員管理)

第5条 本会は会員管理を適正に遂行するため、公益社団法人日本臨床工学技士会と別途定める方法で情報交換をする。

(改 廃)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は理事会の議決を経てこれを定める。

- 2 この規程を改正する場合は、理事会の議決ならびに総会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、平成26年度公益社団法人秋田県臨床工学技士会総会承認後より施行する。

会 費 納 入 規 程

(総 則)

第1条 この規程は、定款第7条の入会金及び会費について必要事項を定める。

(会 費)

第2条 定款第7条に定める入会金及び会費は次の通りとする。

(1) 正会員 入会金 1,000 円、 年会費 5,000 円

(2) 賛助会員 年会費 30,000 円

(納 入)

第3条 会費は原則として当該年度の8月末日までに、本会の指定した金融機関の口座へ振込むものとする。

2 正会員の入会金は入会年度の年会費とあわせて納入するものとする。

(改 廃)

第4条 この規程の施行に関し必要な事項は理事会の議決を経てこれを定める。

2 この規程を改正する場合は、理事会の議決ならびに総会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規程は、令和2年度公益社団法人秋田県臨床工学技士会総会承認後より施行する。

会 費 配 賦 規 程

(総 則)

第1条 この規程は、定款第7条の入会金及び会費の配賦について定める。

(配 賦)

第2条 定款第7条に定める入会金及び会費の配賦は次の通りとする。

(1) 受取入会金と雑収益は法人会計に充当する。

(2) 受取年会費総額に対する正会員年会費と賛助会員年会費の割合により法人会計への配賦額を算出する。

(3) 端数は正会員受取年会費充当分より賛助会員受取年会費充当分へ移動する。

(4) 法人会計に充当した残額をその他事業に配賦する。

(改 廃)

第3条 この規程の施行に関し必要な事項は理事会の決議を経てこれを定める。

2 この規程を改正する場合は、理事会の決議ならびに総会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、令和2年度公益社団法人秋田県臨床工学技士会総会承認後より施行する。

正会員の休会に関する規程

(総 則)

第1条 この規程は、定款細則会員規程第4条の正会員の休会について必要事項を定める。

(休 会)

第2条 定款第5条に定める正会員に対し次のいずれかの場合に休会を認める。

(1) 長期傷病療養

(2) その他、理事会で認めた場合

2 休会期間は一年度単位とし、理事会において休会が承認された日の属する年度の翌年度4月1日から3月31日までとする。

その後も休会を延長する場合は年度ごとに届出を必要とする。

休会会員が正会員へ復帰を希望する場合は再加入申し込みを行うこととする。

年度末において休会延長届け出も再加入申し込みも行われない場合は退会となる。

(会 費)

第3条 休会期間中は定款第7条における会費の納入を免除する。

但し、正会員へ復帰した当該年度は支払うものとする。

復帰時の入会金の再支払は免除する。

2 休会期間中のセミナー、研修会等への参加は「非会員」扱いとし参加費等も同様とする。

3 役員選挙における立候補および投票はできない。

(郵便物等)

第4条 休会期間中の総会およびセミナー、研修会等の案内、機関誌等の配布は行われない。

(改 廃)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は理事会の議決を経てこれを定める。

2 この規程を改正する場合は、理事会の議決ならびに総会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成26年度公益社団法人秋田県臨床工学技士会総会承認後より施行する。

育児・介護助成金に関する規程

(総 則)

第1条 この規程は、本会が正会員に対する育児・介護助成について定める。

(対 象)

第2条 対象は育児休暇または介護休暇を取得した男女正会員とする。

2 育児または介護助成を希望する場合、育児休暇または介護休暇終了後から半年以内に、別途定める「育児休暇・介護休暇にともなう助成金申請書」の届け出が必要である。

(助 成)

第3条 秋田県臨床工学技士会正会員年会費1年分相当額を助成する。

(郵便物等)

第4条 育児休暇または介護休暇中も、総会およびセミナー・研修会等の案内、機関紙等の配布は通常通り行う。

(改 廃)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は理事会の議決を経てこれを定める。

2 この規程を改正する場合は、理事会の議決ならびに総会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成26年度公益社団法人秋田県臨床工学技士会総会承認後より施行する。

役員の報酬等及び費用に関する規程

(総 則)

第1条 この規程は、定款第25条に定める役員の報酬等について必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程において次の用語は当該各号に定めるところとする。

(1) 役員とは理事及び監事をいう。

(2) 費用とは職務の遂行に伴い発生する交通費、宿泊費、手数料等の経費をいう。

(無報酬)

第3条 本会の役員はその在任中は無報酬とし、退任時にも退職金は支給しない。

(費 用)

第4条 本会の役員が、その職務の遂行に当たる時に必要な費用については別に定める旅費規程により支払うものとする。

(改 廃)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は理事会の議決を経てこれを定める。

2 この規程を改正する場合は、理事会の議決ならびに総会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

旅 費 規 程

(総 則)

第1条 この規程は、本会の定款および細則に基づき、役員の旅費、宿泊費の弁償について定める。

(認 定)

第2条 費用弁償の対象は、理事長が会務執行上、必要と認めた事由のみとする。

(出張命令)

第3条 理事長は、会務のため関係役員に出張を命ずることができる。

(支給額)

第4条 第2条の規定により出張する場合は、次の費用を支給する。

(1) 交通費 鉄道汽車運賃（普通旅客運賃：新幹線、特急料金を含む）または航空運賃（ジェット料金を含む）

(2) 宿泊費 一泊につき 10,000 円未満、事情により前泊が必要な場合は理事会の承認を経て必要な費用を弁償することができる。

(改 廃)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は理事会の議決を経てこれを定める。

2 この規程を改正する場合は、理事会の議決を得なければならない。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

渉 外 費 規 程

(総 則)

第1条 この規程は、公益社団法人秋田県臨床工学技士会（以下、「本会」という。）定款第4条に定める事業を行う際に掛かる渉外費について必要な事項を定める。

(認 定)

第2条 支弁の対象は、理事長が会務執行上、必要と認めた事由のみとする。

(使 途)

第3条 本会が行う事業に招聘した講師との打ち合わせ・情報交換を行う際の食事代は、渉外費として支出することができる。

(支弁額)

第4条 第3条の規定により打ち合わせ・情報交換を行う場合、講師を含み3名まで各5,000円を上限とし、実費で支弁する。

(改 廃)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は理事会の議決を経てこれを定める。

2 この規程を改正する場合は、理事会の議決ならびに総会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成27年度公益社団法人秋田県臨床工学技士会総会承認後より施行する。

慶 弔 規 程

(総 則)

第1条 この規程は、本会が正会員その他に対する慶祝ならびに弔慰について定める。

(対 象)

第2条 対象は正会員、特別会員および本会が関係する団体等とする。

2 関係する団体の参加する慶弔には、理事長が必要と認めたときに限り参加する。

(慶 祝)

第3条 正会員および本会が関連する団体の祝賀行事に招待された場合は、相応の金品で慶祝する。

(弔 慰)

第4条 正会員および本会と密接な関係を有する個人に弔慰する。

(1) 正会員には花輪等を式場に飾り理事長または名代が葬儀に参列し、香典を靈前に捧げる。

(2) 本会と密接な関係を有する個人には応分の供物をする。

(改 廃)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は理事会の議決を経てこれを定める。

2 この規程を改正する場合は、理事会の議決を得なければならない。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

選挙管理及び役員選出規程

第1章 総 則

(総 則)

- 第1条 この規程は、本会の定款第5章に基づいて選挙管理および役員の選出に関する必要な事項を定め、本会役員の選出を公平かつ円滑に行うことを目的とする。

第2章 選挙権及び被選挙権

(選挙権)

- 第2条 選挙権は選挙告示日現在、会費を完納している正会員に限る。

(被選挙権)

- 第3条 被選挙権は2年以上正会員として資格を有し、選挙告示日現在、会費を完納している正会員に限る。

第3章 選挙管理委員会

(設 置)

- 第4条 役員を選出するために理事会の承認を得て選挙管理委員会を設ける。

(委 員)

- 第5条 選挙管理委員会は正会員の中より若干名を選出して理事長が委託する。ただし、その選挙の候補者は選挙管理委員になれない。

2 委員会には委員の互選により委員長を置き委員会の運営を図る。

(委員の任期)

- 第6条 委員の任期はそれぞれ2年とする。

2 委員に欠員が生じた場合は理事会の決議により理事長が委託し、任期は前任者の残任期間とする。

(業 務)

- 第7条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

- (1) 選挙の告示（投票日の60日以上前）
- (2) 役員立候補届けの受理（投票日の45日前）、資格審査
- (3) 候補者氏名の公示（投票日の20日前）
- (4) 投票及び開票の管理と投票結果の公示
- (5) 総会へ選挙結果を報告
- (6) その他、選挙管理に必要な事項

第4章 役員選挙

(立候補者の届出)

- 第8条 役員に立候補しようとするものは、選挙管理委員会が定めた立候補届出書を選挙管理委員会に規定期日までに届け出なければならない。ただし同時に2つ以上の候補者となることはできない。

(立候補届出の受理)

- 第9条 選挙管理委員会は、届出が有効と認めたときは、候補者に立候補届出受理書をもって通知しなければならない。

(立候補の辞退)

- 第10条 立候補を届け出た会員は、その選挙が行われる日までに、本人が署名した立候補辞退届出書を選挙管理委員会に届けて立候補を辞退することができる。

(投 票)

- 第11条 選挙は正会員の無記名投票により行い連記制とする。

2 監事の定数が1名のときは単記制とする。

(当 選)

- 第12条 役員の当選者は、それぞれ有効得票数の多い候補者から順次当選とする。

2 定数最下位の同数得票者が複数ある場合は、監事立ち会いのもと選挙管理委員会の抽選によって当選者を決定する。

- 3 立候補の締切日を経過するも候補者が定数を越えないとき、または越えなくなったときには、無投票で当選者を定めることができる。
- 4 立候補の締切日を経過するも候補者数が定数を満たないときは、理事会が定数内で役員候補を総会開催までに選挙管理委員会に推薦する事ができる。この場合も無投票で当選者を定めることができる。

第5章 異議申し立て

(異議申し立て)

第13条 選挙に関する異議は、公示後14日以内に選挙管理委員会に文書をもって申し立てることができる。

(審 査)

第14条 選挙管理委員会は、前条の異議申し立てがなされた場合、受け付けた日から5日以内にその申し立ての可否を決定しなければならない。

- 2 可否の決定は、速やかに申し立てた会員に対し決定書を交付しなければならない。

第6章 立候補ならびに当選の取り消し

(取消し)

第15条 立候補者が、選挙公報など選挙に関わる事項について重大な虚偽の申告を行ったことが明らかになった場合は、立候補または当選を取り消すことができる。

第7章 補 則

(改 廃)

第16条 この規程の施行に関し必要な事項は理事会の議決を経てこれを定める。

- 2 この規程を改正する場合は、理事会の議決を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

特定資産管理運用規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、本会の健全な財政運営を図るため、特定資産の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、その各号に定めるところによる。

(1) 公益目的保有財産

(2) 特定費用準備資金：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「認定法施行規則」という。）第18条第1項柱書きに定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限る。）に係る支出に充てるために保有する資金という。

(原 則)

第3条 この規程による取扱いについては、認定法施行規則に測り行うものとする。

第2章 公益目的保有財産

(公益目的保有財産の保有)

第4条 この法人は、公益目的保有財産を保有することができる。

(積立て)

第5条 公益目的保有財産として積み立てる金額は、本会の収支予算において本会理事会（以下、「理事会」という。）の議決を得た額とする。

(管 理)

第6条 公益目的保有財産に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 公益目的保有財産に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益の管理)

第7条 公益目的保有財産から生ずる収益は、その特定資産が属する会計の収支予算に計上するものとする。

(処 分)

第8条 公益目的保有財産は、本会の収支予算にかかわらず、取り崩すことを前提としないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本会運営に重大な影響を及ぼす事象が発生した場合には、理事会及び会員総会の決議によってはその限りではない。

第3章 特定費用準備資金

(特定費用準備資金の保有)

第9条 この法人は、特定費用準備資金を保有することができる。

(保有に係る理事会承認手続)

第10条 本会が、第2条の特定費用準備資金を保有しようとするときは、理事長は事業ごとにその資金の名称、将来の特定の活動の名称、内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立額、その算定根拠を本会理事会に提示し、理事会は次の要件を充たす場合において、事業ごとに承認するものとする。

(1) その資金の目的である活動を行うことが見込まれること。

(2) 積立限度額が合理的に算定されていること。

(管理・取崩し等)

第11条 前条の特定費用準備資金には、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産とし、他の資金（他の特定費用準備資金を含む。）と明確に区分して管理する。

2 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

- 3 前項の規定にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、理事長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

(経理処理)

- 第12条 特定費用準備資金については、認定法施行規則第18条第1項、第2項及び第4項から第6項までの規定に基づき経理処理を行う。

第4章 雑 則

(法令等の読替え)

- 第13条 この規程において引用する条文の条数・項番号等が、関係法令の改正等に伴い変更された場合においては、関係法令の改正等の内容に対応して適宜読み替えるものとする。

(報 告)

- 第14条 特定資産の管理運用の状況及び現在高等は、毎年度会員総会に報告するものとする。

(改 廃)

- 第15条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細 則)

- 第16条 この規程の実施に必要な細則は理事長が定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、令和4年3月24日理事会承認後より施行する。

特定費用準備資金細則

(総 則)

第1条 この規程細則（以下「細則」という。）は、本会の健全な財政運営を図るため、特定費用準備資金運用規程の具体的な事項について定める。

(資金の名称)

第2条 特定費用準備資金の名称を「市民公開講座活動資金」とする。

(活動の名称)

第3条 この特定費用準備資金による活動の名称は「市民公開講座 医療機器展示」とする。

(活動の内容)

第4条 この特定費用準備資金による活動内容は、公共の場所を借りて、一般市民向けに臨床工学技士業務を中心とした医療職について広く県民に知ってもらうことを目的とし、県民の健康増進や医療・福祉の発展に繋げることである。また、これと同時に、将来の臨床工学技士の成り手（学生）の安定的な供給にも寄与したい。

(活動の期間)

第5条 この特定費用準備資金による活動期間は令和4年度より4年程度を見込んでいる。

(実施予定時期)

第6条 この特定費用準備資金を充てる市民公開講座は毎年度1回を目途に開催する。

(積立額)

第7条 この特定費用準備資金は令和3年度会計より100万円を充てる。

(算定根拠)

第8条 前条の算定根拠は、活動目的が一般市民向けであり、また将来の臨床工学技士の成り手の多くが集まる公共の場所での開催を基本とすることから比較的会場費が高価となる。主な開催場所である「イオンモール秋田セントラルコート」では25万円（1日）であり、運営費を一般会計より支出することで第5条、第7条を合理的とした。

(承認手続き)

第9条 この細則は令和3年度の本会理事会に提示し、事業の承認を経て施行する。

附 則

- 1 この細則は、令和4年3月24日総会承認後より施行する。
- 2 この細則は、令和5年1月31日理事会において一部変更を承認する。

ホームページ情報掲載規程

(総 則)

第1条 この規程は、本会がインターネット上に公開しているホームページ(以下「本会 HP」という。)に掲載する臨床工学領域に係る学会・セミナー講座の案内(以下「学会・セミナー情報」という。)の取扱いに関し必要な事項を定める。

(掲載内容)

第2条 学会・セミナー情報等の掲載内容は次のとおりとする。

- (1) 開催日、時間、場所
- (2) 学会・セミナー名
- (3) PDF ポスターA4版2項まで

(掲載申込み条件)

第3条 本会 HP に学会・セミナー情報の申込みをできるもの(以下「申込者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、各号に該当するも第7条に該当するものは除く。

- (1) 本会が主催・共催・後援しているもの
- (2) 各都道府県臨床工学技士会が主催・共催・後援しているもの
- (3) 法人格を有する団体又は公共的施設が主催・共催しているもの
- (4) 会則・規程等を有しており、活動の公共性がみとめられる団体が主催・共催・後援しているもの

(学会・セミナー情報の申込及び決定)

第4条 本会 HP への学会・セミナー情報の申込は、本会 HP お問合せフォームより本会 HP 情報掲載申込書(以下「申込書」という。)を本会に提出しなければならない。

- 2 本会は、前項の申込みを受けたときは前条の規定に基づき、学会・セミナー情報掲載の適否を決定し申込者に通知するものとする。

(掲載期間)

第5条 掲載期間は原則として学会・セミナー終了までとする。

(掲載費用)

第6条 掲載費用は無料とする。

(掲載の除外)

第7条 本会 HP に掲載する学会・セミナー情報は、次に掲げるものを除くものとする。

- (1) 法令又は条例等に違反し、又は抵触する恐れのあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 人権侵害や名誉毀損、又は差別的な内容のもの
- (4) 政治活動、宗教活動に関するもの、又は国内世論が大きく分かれているもの
- (5) 第三者の肖像権、商標権、著作権、財産権、プライバシーを侵害するおそれのあるもの
- (6) 閲覧者に不快や不安を与えるおそれのあるもの
- (7) 社会的に適切ではないもの
- (8) 誇大表示や不当表示等、表現方法が不適切なもの
- (9) 本会 HP の公益性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (10) 本会が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのある表現のもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、本会 HP 掲載情報として適当でないと本会理事会が判断するもの
- (12) 特定の個人、または限られた一部の者の利益となるもの

(学会・セミナー情報の取消)

第8条 本会は、次の規定に該当する場合、申込者への催促やそのほか何らかの手続きを要することなく掲載を取り消すことができる。

- (1) セミナーの内容が、申込み内容から変更され第7条の規定に抵触すると判断したとき
- (2) その他、申込者の反社会的行為あるいは非社会的行為等申込者に関係する事情により学会・セミナー情報を掲載することが不適当であると判断したとき

(本会 HP の変更及び中止)

第 9 条 本会は、特段の事情により必要と認めた場合に限り、申込者に事前に通知することなく本会 HP の一部または全部を変更することがある。

(本会 HP の中断)

第 10 条 本会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、申込者に事前通知することなく一時的に本会 HP の提供の一部又は全部を中断する場合がある。

- (1) 本会 HP のシステム保守点検を定期的又は緊急に行う場合
- (2) 停電、転載などの不可抗力により本会 HP の提供ができなくなった場合
- (3) その他、運営上、本会が一時的な中断を必要と判断した場合

(損害賠償責任)

第 11 条 申込者は、本規程に違反しセミナー情報を掲載することに関して、本会に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

- 2 申込者は、本規程に違反しセミナー情報を掲載することに関して、第三者との間でトラブルが発生した場合には申込者自身で解決するものとし、本会に損害を与えることのないものとする。
- 3 本会 HP の変更、中止、中断及び本会 HP に学会・セミナー情報を掲載することに関して、申込者が損害を被った場合においても、本会はいかなる責任も負わないものとし、一切、損害賠償の義務を負わないものとする。

(その他の協議)

第 12 条 この規程に定めないものについては、本会担当者による協議の上、理事長による決裁を以て決定するものとする。

附 則

この規程は、令和 4 年 6 月 19 日理事会承認後より施行する。

プライバシーポリシーに関する規程

(総 則)

第1条 この規程は、定款第3章の規定に基づき、本会の会員管理における個人情報の取り扱いについて必要な事項を定め適切に運用することを目的とする。

(基本方針)

第2条 本会は、個人情報の保護に関する法律およびその他関係法令等を遵守し、以下の方針を定め、これを実行する。また、内容は継続的に見直し改善と向上に努める。

(定 義)

第3条 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であり当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等（文書、図画もしくは電磁的記録）で作成される記録をいう。

[個人情報保護法第2条1項]

「個人データ」とは、個人情報のうち検索可能な方法で管理しているもの（例えば 50 音順の名簿やその一覧で、紙媒体および P C 等で管理しているもの）をいう。

[個人情報保護法第2条6項]

(取得方法)

第4条 本会が提供する事業・サービスの利用者、および本会の事業に関わる審査・選考・委嘱の関係者から任意に提供される情報を必要な範囲で収集する。個人情報を収集する際は、その目的を明示するとともに、提供者の意思に基づくことを原則とする。

(利用方法)

第5条 主な利用目的を以下に記載する。

- ・会員名簿の作成
- ・入会金や年会費の請求、納入状況、確認等の会員管理
- ・事業参加費等の請求、納入状況、確認等の事業参加者管理（非会員を含む）
- ・本会から会員への各種連絡（登録時ほかに確認されたメールアドレスへの連絡も含む）
- ・刊行物の配送（郵便、宅急便等の利用による勉強会やセミナー案内等の DM を含む）
- ・会員名簿を利用したアンケート調査、及びその依頼
- ・入会書類請求時の情報（非会員を含む）
- ・本会の事業で招聘する講師等の名簿管理
- ・会員所属施設への臨床工学技士在籍数調査
- ・会員施設へのアンケート調査及びその依頼

(管理方法)

第6条 本会は、収集した個人情報が外部に漏洩したり、破壊や改ざんを受けたり、紛失することのないよう適切な管理に努める。また、個人情報の取扱いを委託する場合、委託先に対し安全管理について必要かつ適切な監督を行う。ただし、提供者自身により開示された、又はすでに公開されている個人情報については、本会の管理の対象外とする。

さらに、個人情報を扱う役員（委嘱委員を含む）には法令遵守意識の徹底を求め、情報の不正流用、改竄、外部への漏洩のなきよう最善の注意を払う。

(共同利用)

第7条 第5条の目的のため、会員の住所、氏名など必要最低限の情報を次に挙げる団体と共同利用する場合がある。

- ・公益社団法人日本臨床工学技士会
- ・北海道東北臨床工学技士会連絡協議会
- ・その他、本会理事会において承認された団体

(個人データの第三者提供)

第8条 会員より取得した個人データ等は、会員本人の同意なく第三者に提供しない。

本会は、収集した個人情報収集目的に応じて必要な範囲で利用する。但し、次のいずれかの場合には収集目的以外に利用または提供することがある。

- (1) 法令の規定に基づくとき
- (2) 提供者の同意があるとき
- (3) 事業目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合(例えば、配送等のサービスを委託した会社に名前と宛名を知らせる場合)

(個人データの開示・訂正等の手続き)

第9条 本会は、個人データの提供者から自己に関する個人データの開示の請求があった場合は、原則として遅滞なく開示する。また、提供いただいた個人データは、特別な場合※¹を除き提供者本人の同意なく第三者へ開示・提供することはしない。但し、運営管理のため公益社団法人日本臨床工学技士会および各都道府県技士会と個人データを互いに突合する場合がある。

自己に関する個人データの訂正等の申し出があったときは、原則として遅滞なく訂正等を行う。

※1：法的な手続きに基づく開示請求

(プライバシーポリシーの変更)

第10条 本会は、法令や社会環境の変化等に応じ、本プライバシーポリシーを適宜改善する。よって、本会の収集した個人情報に対しては、常に最新のプライバシーポリシーが適用される。

(相談や苦情の連絡先)

第11条 本会が取り扱う個人情報に関する相談や苦情については、本会事務所で対応する。

公益社団法人秋田県臨床工学技士会事務所

〒010-1495 秋田市上北手猿田字苗代沢 222-1

秋田赤十字病院 医療技術部内

電話 018-829-5000 FAX 018-829-5834 E-mail yukio_oyama@akita-med.jrc.or.jp

(SSL セキュリティについて)

第12条 本会が運営するウェブサイト(<https://akitaace.org/>)は、さくらのレンタルサーバーを運営提供するさくらインターネットにおける独自 SSL(ドメイン認証型)を活用し、インターネット上でデータを暗号化することで、ウェブサイトを経由した個人情報の取得時も通信を安全に行っている。

(Cookie について)

第13条 Cookie は、利用者個人の身元を特定するものではない。本会が運営するウェブサイトにおいて、アクセス状況や閲覧環境を把握するため、Cookie を使用している。

(改 廃)

第14条 この規程の施行に関し必要な事項は理事会の議決を経てこれを定める。

2 この規程を改正する場合は、理事会の議決を得なければならない。

附 則

この規程は、令和5年度公益社団法人秋田県臨床工学技士会総会承認後より施行する。

公益社団法人秋田県臨床工学技士会 異動届け

届出年月日 令和 年 月 日

※必ず記載をお願いします。

●会員番号 【 】
 ●氏 名 【 (フリガナ) 】

●変更および休退会等に関する届出

※該当する内容を○で囲み、該当する項目について記載をお願いします。

- ① 勤務先（所属部署） ② 自宅住所 ③ 郵送先住所 ④ 改姓(名) ⑤ その他変更
 ⑥ 休会 ⑦ 退会（都道府県技士会の異動含む）

①勤務先（所属部署）の変更

勤務先・所属部署 【 】
 住 所 【〒 】
 電話番号（FAX） 【 】
 Mail 【 】

②自宅住所の変更

勤務先・所属部署 【 】
 住 所 【〒 】
 電話番号（FAX） 【 】
 Mail 【 】

③郵便物送付先の変更

勤務先 自宅 （該当する方を○で囲んでください）

④改姓（名）

氏名（改姓名後） 【 】

⑤その他の変更 ※変更内容をできる限り詳細に記載してください。

【 】

⑥休会

休会期間 【平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 】

休会理由 例：長期の傷病療養のため ※理由は必ず記載をお願いします。

【 】

⑦退会

退会日 【平成 年 月 日 】

退会理由 例：勤務先の変更のため。

【 】

異動予定の都道府県技士会 【 都 道 府 県 】

※退会手続完了後、郵便物等の送付は止めさせていただきます。

この届け用紙は公益社団法人秋田県臨床工学技士会専用です。該当項目は詳細に記載し事務所まで送付してください。なお、会期中で退会された場合の既に納入された年会費は返還いたしません。住所の変更には事務処理上、多少時間を要することがございますので、予めご了承下さい。

異動先都道府県技士会および公益社団法人日本臨床工学技士会への連絡は当会からも行いますが、ご自身でe-プリバドでの手続きもお願いいたします。

公益社団法人秋田県臨床工学技士会

〒010-1495 秋田市上北手猿田字苗代沢 222-1

秋田赤十字病院 医療技術部 大山幸男

TEL 018-829-5000 FAX 018-829-5834 E-mail akitarinkou@akitaace.org

育児・介護休暇にともなう助成金制度利用規約

《対象》	育児休暇または介護休暇を取得した秋田県臨床工学技士会正会員が対象となります。 申請者の性別・育児・介護休暇の長短は問いません。
《内容》	申請者に対し、秋田県臨床工学技士会正会員年会費相当額を助成します。
《申請方法》	当会指定の申請書に必要事項を記入し事務局へ郵送して下さい。 ※申請書には育児・介護休暇取得を証明する保証人として、職場長または所属長のサインが必要です。
《申請期間》	育児・介護休暇終了後～半年以内に申請して下さい。
《受取方法》	申請受理後、「手渡し」・「郵送(現金書留)」のいずれかの方法で助成金をお届けします。 申請書にてご希望の受取方法をご指定下さい。 ※但し、事務作業の都合上ご希望外の方法での受取をお願いする場合があります。 その際にはご協力下さい。 ● 手渡し …当技士会理事・監事または当技士会が依頼したスタッフが、申請書に記載された勤務先へ直接助成金をお届けします。 お受け取りの際に領収書に押印して頂きますので印鑑のご準備を忘れずにお願いします。 ● 郵送(現金書留) …申請書に記載された住所へ現金書留にて郵送します。 助成金到着から1週間以内に同封の領収書に押印の上当技士会事務局まで郵送下さい。

※ 申請書に記載された個人情報 は “育児・介護休暇にともなう助成金制度” 以外には使用致しません。取扱には十分留意致します。
また、個人情報の扱いには十分留意致します。

育児・介護休暇にともなう助成金申請書

秋田県臨床工学技士会 理事長

申請年月日 年 月 日

申請者					
氏名	印	性別	男 ・ 女	生年月日	年 月 日
住所			勤務先 (部署)	()	
会員番号					
育児休暇対象児童・介護休暇対象家族					
氏名		性別	男 ・ 女	生年月日	年 月 日
育児・介護休暇取得期間			助成金受取方法		
年 月 日から 年 月 日まで			☐ 手渡し ☐ 郵送		
保証人(職場長・所属長)					
秋田県臨床工学技士会 理事長 上記申請者が上記期間育児休暇または介護休暇を取得した事に間違いありません。 所属 氏名 印					

※秋田県臨床工学技士会事務局使用欄

【申請書受理日】	印	【補助金支払日】	印	【領収書受理日】	印
年 月 日		年 月 日		年 月 日	

公益社団法人秋田県臨床工学技士会会誌 通巻第36号

発 行 公益社団法人秋田県臨床工学技士会 2025年 3 月 発刊
発行者 佐藤賢行
編 集 会誌編集委員会
委員長 永田 旭
委 員 大山幸男 佐藤賢行

連絡先

公益社団法人秋田県臨床工学技士会
〒010-1495 秋田市上北手猿田字苗代沢222-1
秋田赤十字病院 医療技術部 大山幸男
TEL 018-829-5000 FAX 018-829-5834 E-mail akitarinkou@akitaace.org